

特記仕様書

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ被害に歯止めをかけるため、国として令和10年度までにシカ個体数の半減を目標に掲げ、国をあげて問題解決に向けシカ被害対策に取り組むこととしている。

森林においては、シカによる造林木への食害や剥皮等の被害、植栽木が食害されることにより伐採後の更新が困難な森林が発生し、森林施業に支障をきたし、林業が成り立たなくなる。また、下層植生の消失により、土砂流出や崩壊が発生し国土保全上重大な問題となる。

このような中で、令和2年3月にはシカの個体推定及び生息分布が公表され、個体数推定平成26年度をピークに減少傾向が継続しているものの生息分布エリアが拡大していることが明らかになったところである。繁殖力旺盛なシカの捕獲等を行わなければ、さらなる生息密度の増加や分布の拡大が想定され、森林の多面的機能の発揮等の多大な影響が懸念されるため、本事業では、国として広域的にシカ捕獲等を実施することを目的としている。

2 捕獲対象鳥獣及び捕獲目標頭数

ニホンジカ 60 頭(釈迦岳地域 30 頭・逆川地域 30 頭)

3 事業区域

栃木県日光市藤原字タテ原国有林5い林小班外（別紙実施箇所位置図参照）

4 事業内容

本事業は、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書に定めるもののほか、（1）～（4）により実施することとし、監督職員と受託者は、事業開始時、報告書取りまとめ時に打合せを行うこととする。

（1）計画準備

ア 事業計画書の作成

共通特記仕様書「1.10」の事業計画の作成は、事業全体の推進・調整を図るため、監督職員と打合せを行うとともに、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等と打合せを行い、関係者の意見を踏まえながら作成すること。

イ 鳥獣捕獲等許可等の申請について

本事業を実施するための鳥獣捕獲等許可等申請書については、受託者が作成のうえ該当市町長に申請し、捕獲作業実施までに許可を得ること。

（2）捕獲方法

ア 実施期間

契約締結の翌日から令和8年11月13日までの期間において、くくりわな（以下、わなという。）を50基設置(釈迦岳地域25・逆川地域25基)し、誘引・捕獲作業は事前給餌3日、わな

設置24日（わな稼働日数18日夜）を実施すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日は、捕獲作業を行わず、わなを稼働させないこと。

イ わなの仕様

以下の仕様に適合したわなを日光森林管理署から貸与するので、別紙位置図に示す事業区域内において安全性の高い林道沿い等に設置すること。

品 名	規 格	数 量
くくりわな	・ 踏み上げ式くくりわな （オリモ式大物罟0M-30又は同等品） 本体：幅100mm× 高さ35mm ×長さ220mm 材質：踏板/ステンレス、枠/メッキ銅板 ・ くくり仕掛けバネワイヤーセット 巻きバネ（メッキ付き） 4mmワイヤー（メッキ） バネ付き補パイプ（ 上げ加工あり）	各50/式

ウ 誘引捕獲方法

（ア） 捕獲実施体制

1日あたりの捕獲体制は1班2名体制（車両1台）を基本とする。

（イ） 林道等の移動距離

（ア）に示す捕獲実施体制の1日あたりの車両による林道等の総移動距離は約12.8kmを想定している。

（ウ） 誘引作業

わなによる捕獲作業を実施する前にシカ以外の大型哺乳動物を誘引しにくい草食動物用成形乾燥餌（以下、誘引餌という。）の設置を50箇所行うこと。また、捕獲作業中は、見回り時にわな設置箇所の周囲に必要なに応じて誘引餌を補充すること。ヘイキューブは1箇所1回あたりの使用量は2.0kg程度を標準とする。鈹塩は1箇所1.25kg程度とする。（総使用重量ヘイキューブ1,750kg・鈹塩65kg(予備含む)）

誘引餌を置いても採食が確認できなければ別の設置箇所を検討すること。また、誘引が不調で古い誘引餌が残っている場合は除去し、残った誘引餌の上に新しい誘引餌を置き続けることのないようにすること。

（エ） 捕獲作業

わなの設置箇所は、他の鳥獣の錯誤捕獲を防止する観点から十分に精査し実施すること。事前誘引の効果を検証するため、わな設置前に誘引餌の採食状況を記録すること。

わなの設置は、わな周囲を石で囲み誘引餌をドーナツ状に置くこと。（小林式誘引捕獲法を参考）

（オ） 止めさし

安全対策を万全に行い、捕獲状況及び周辺環境に応じた「止めさし」の方法で適切に実施すること。

(カ) 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理は、実施区域内に集埋設する。20m³の埋設穴（釈迦岳地域10m³、逆川地域10m³）を掘削し埋設すること。埋設箇所及び埋設穴の形状については監督職員と協議決定すること。埋設にあたっては、掘り返し防止のため、捕獲個体1体につき2.0Kg程度の消石灰を散布した後に覆土を行うこと。

(キ) 錯誤捕獲時の連絡・処理対応

事前に関係行政機関と調整し連絡体制を整えておくこととし、錯誤捕獲が生じた場合は、連絡体制に則って対応すること。

なお、錯誤捕獲に係る費用は、委託者から特段の指示がない限り受託者が負担するものとする。

(ク) 注意標識の設置等

捕獲作業の実施に当たっては、林道の入口等に注意看板等を設置し、有害鳥獣捕獲作業について一般者へ周知すること。この場合の注意看板等は受託者で準備する。また、銃器を使用する場合は、予め関係機関・団体等と調整のうえ、一般者の立ち入りを禁止する措置を講じること。

(ケ) 猟具への標識設置

捕獲に使用する猟具に標識（住所、氏名又は名称、その他環境省で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

(コ) 誘引・捕獲作業における記録の様式

様式仕1～様式仕3を使用すること。

(サ) 捕獲効率の検証

上記（エ）のわな設置箇所別に捕獲効率を算出して比較すること。事業の実行結果から明らかになった課題等を検討し、効率的・効果的な捕獲方法について考察すること。

5 成果の報告

(1) 報告書の提出期限及び提出場所

報告書の名称は、「釈迦岳・逆川地域における有害鳥獣捕獲委託事業【R7明許】」とする。

受託者は、上記4(4)のとおり報告書を取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年11月13日

イ 提出場所

日光森林管理署（栃木県日光市土沢1473-1）

ウ 報告書の仕様及び数量

(ア) 紙媒体：報告書3部、カラーA4版左とじ、両面印刷とする。

(イ) 電子媒体：報告書、写真等の電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）3枚
納入する電子媒体には、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付するとともに、事業名称等を印字等して納入すること。

(ウ) 報告書納入後に受託者側の責めにより不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 報告書作成の留意事項

報告書の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本指針」(平成31年2月8日変更閣議決定)に適合した製品を使用すること。

6 著作権等の扱い

- (1) 報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 報告書に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等(以下「既存著作物」という。)は、個々の著作者等に帰属する。
- (4) 報告書に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用負担及び手続を行うものとする。

7 その他

(1) 関係機関への許認可申請、説明等

受託者は、くくりわな設置、シカ捕獲・埋設について、関係行政機関に対し説明を行い、必要な許認可申請等を実施する。許認可証及び報告書等については、後日森林管理署へ写しを提出する。

(2) 一般的事項

ア 受託者は、捕獲開始時、報告書作成時に発注者と打合せを実施すること。

イ 事業の進行状況を週1回以上報告のほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。
報告は、メールにて行うこと。

ウ 事業目的を達成するために監督職員は、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。

エ 各種報告に用いる位置図類は関東森林管理局ホームページにて公表されている国有林野施業実施計画図(縮尺:2万分の1)を使用すること。

オ 受託者は、本事業の実施に当たって再委託を行う場合、事前に監督職員と協議を行い、承認を得るものとする。

カ 受託者は、事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

キ 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない作業を行う必要が生じたときは、監督職員と協議を行うものとする。

ク 委託者は、実施した生息状況把握調査等必要な資料の貸与等を必要に応じて行う。

ケ 受託者は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）、「森林法」（昭和26年法律第249号）、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）、「国有林野管理規程」（昭和36年農林省訓令第25号）、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）及びその他の関係法令（銃を使用する場合は「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和33年法律第6号）、「火薬類取締法」（昭和25年法律第149号））を遵守しなければならない。

(3) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、正当な理由なくして事業を行わなかった日については、減額の対象とし、その日数に応じて双方協議の上、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

(3) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。（本事業で捕獲したニホンジカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない）

(4) 放射線障害防止措置

受託者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(5) CSF（豚熱）の感染拡大防止

受託者は、CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、栃木県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

(6) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添仕様書参考資料「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類などを整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。